

県北広域振興局長告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人長地土地改良区（九戸郡野田村）から清算人の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年2月9日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

就任

又 功 九戸郡野田村野田第22地割251番地2

退任

又 國 蔵 九戸郡野田村野田第22地割115番地53

明 内 春 美 " " " 第22地割115番地38

大 澤 仁 太 郎 " " " 第22地割20番地2

下 田 福 一 郎 " " " 第13地割84番地49

明 内 市 右 門 " " " 第22地割78番地1

小 野 寺 賢 四 郎 " " " 第22地割68番地